

社会福祉法人 福泉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福泉会（以下「当法人」という。）の理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償費（以下「報酬等」という。）に関する事項を定めるものである。

(報酬等を支給する業務の種類)

第2条 役員等に報酬等を支給する業務は次の各号に定めるところとする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査
- (3) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

2. 前項第1号の業務には、決議の省略により開催された理事会及び評議員会も含むものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（当法人の役員等の業務にのみ専従し、かつ当法人の職員でない者）については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。ただし、非常勤役員等が当法人の常勤職員を兼務し、常勤職員給与を支給している場合は、報酬等を支給しないものとする。

2. 役員等が、兼業の禁止規定等がある職業であり、報酬を支払うことがふさわしくない場合は、実費弁償費以外の報酬は支給しないものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 理事長 月額報酬 500,000 円、及び職員給与規程に準じた通勤手当
- (2) 理事 月額報酬 400,000 円、及び職員給与規程に準じた通勤手当

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第2条に定める業務を行ったとき
報酬日額 10,000 円及び実費弁償費 5,000 円
- (2) 第2条に定める業務により出張するとき

報酬日額 10,000 円、宿泊費の実費額（上限 15,000 円）、及びその他の実費弁償費

2. 前項において、交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費を弁償するものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は、当月分を翌月 20 日に本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みにより支給するか、若しくは当該業務を行った都度現金で支給するものとする。ただし、振り込み日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、暦日による日割りによって計算する。

（端数処理）

第8条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、これを 1 円に切り上げる。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
2. この規程の施行に伴い、平成 26 年 2 月 21 日施行の「役員及び評議員等の旅費に関する規程」は廃止する。
3. この規程の一部を改訂し、平成 28 年 5 月 24 日から適用する。
4. この規程の名称を「役員及び評議員等の報酬に関する規程」から「役員等報酬規程」に変更し、及び規程の全部を改訂し、平成 29 年 2 月 22 日から適用する。
5. この規程は令和 3 年 3 月 17 日に改定し、同日から適用する。